

## 柳泉園クリーンポートの延命化がスタートします

ごみ焼却施設（主要機器類）の耐用年数は15年程度と言われており、その後、建築物の有効活用を兼ねた延命化等の工事を行い、さらに15年程度の期間（合計30年程度）を稼動するのが一般的となっています。

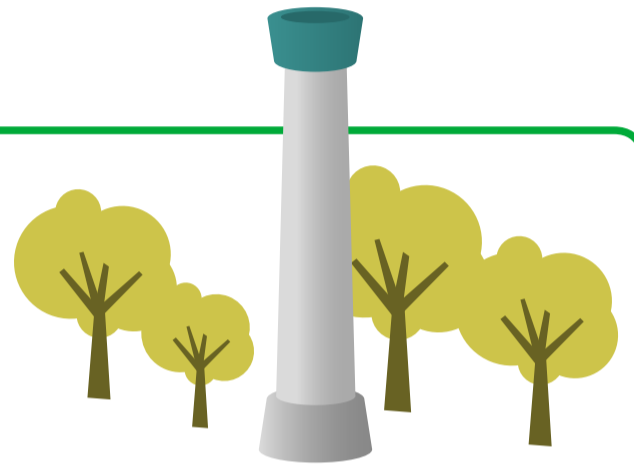
柳泉園クリーンポートも竣工後15年が経過し、焼却機器等の耐用年数を迎えていることから、平成29年度を初年度とする今後15年間の延命化を図ることにしました。その概要についてお知らせします。

### 延命化について

延命化を行うための工事等の進め方とその実施方法は、通常のごみ処理を行いながら進めることにします。このことにより他団体へのごみ処理支援に係る経費の節減や、さらに発電施設の有効活用が図られ財源の確保に繋がるなどの財政的な効果が期待できます。

大規模補修等の施工や施設の管理運営は民間企

業が運営主体となる、長期包括運営管理事業として実施します。この手法は、環境省においても施設の長寿命化による自治体負担の軽減、安全性及び信頼性の向上、住民の施設に対する信頼感の確保等に効果があるとのことで導入を推奨しており、近年全国のごみ処理施設での採用や検討がされています。



### 長期包括運営管理事業とは

#### ● 概要

焼却施設である柳泉園クリーンポートの管理運営に係る業務委託の範囲を運転管理から設備消耗品、薬品等の調達や機器の補修まで拡大して、要求水準書に基づく施設の管理運営を包括的、長期的に委託するものであり、さらに、管理運営にあたっては安全性、安定性を確保しつつ民間の創意工夫による経費の効率化及び適正化に努めることなどを求めています。

#### ● 効果

15年間の長期契約により物品等の一括購入による調達費用の縮減、保守点検との一体的な実施等による維持管理コスト縮減、直営職員の人件費の削減等の経済的メリットが図られます。

柳泉園組合においても他団体での試算結果と同様に1年間で約2億円程度の財政的メリットが期待できると試算しており、その結果、関係三市（清瀬市、東久留米市、西東京市）の負担金の抑制が図られます。



### 委託業者の決定

委託事業者の審査及び選定方法は、多くの企業に参加して頂けるよう、また競争性、透明性等の確保が図れる総合評価一般競争入札方式としました。

総合評価の審査方法は、より公正性を図るために行政委員の他、専門的知識を有する学識経験者を委員とする「柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会」を設置し、事業者からの提案を非価格要素審査（技術力、提案内容等による）及び価

格審査を行い、これらの総合評価により最高得点者となった事業者を審査委員会で最優秀提案者として「住重環境エンジニアリング株式会社」（後に合併し名称が「住友重機械エンバイロメント株式会社」になる）に決定しました。

その後、本年4月20日に開催された平成29年第1回柳泉園組合議会臨時会での議決を得て、契約を締結しました。

#### 契約事業者

住友重機械エンバイロメント株式会社

#### 事業費

13,386,060千円（税込）

#### 契約期間

平成29年7月1日から  
平成44年6月30日まで15年間

### 審査講評の提出

平成29年3月13日に委員長から管理者へ「審査講評」が提出されました。

事業者選定の過程や結果について記載した、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会の「審査講評」は、柳泉園組合のホームページでご覧になれます。



### 落札者決定までの経緯

| 委員会 | 日程         | 内容  |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成28年3月15日 | 委嘱状の交付、事業の概要、今後のスケジュールと議事案等の審議            |
| 第2回 | 平成28年4月12日 | 実施方針（案）、入札説明書（案）、要求水準書（案）等の審議             |
| 第3回 | 平成28年5月9日  | 事業スケジュール、実施方針（案）、入札説明書（案）等の審議             |
| 第4回 | 平成28年7月11日 | 入札説明書（案）、要求水準書（案）、事業計画書（案）等の審議            |
| 第5回 | 平成29年1月12日 | 形式審査、事業提案内容等の確認                           |
| 第6回 | 平成29年2月25日 | 応募者ヒアリング、非価格要素審査、価格審査、総合評価、入札書の開札、最高得点者選定 |

# 柳泉園組合水銀混入調査対策委員会



## より、報告書が提出されました。

平成27年9月1日に柳泉園クリーンポート1号炉の排ガス中から水銀が検出され焼却炉を一時停止しました。この件について柳泉園組合議会に原因究明等を求める陳情書が提出され採択されました。

組合としても陳情の趣旨等を踏まえ適切な対応策を講じることが必要なことから、専門的知識を有する学識経験者を含めた「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会」を設置し、以下の4項目を重点的に調査、検証することにしました。

調査項目① 水銀が検出された原因究明

調査項目② 水銀が混入しないための対策

調査項目③ 水銀含有廃棄物の管理体制についての検証

調査項目④ 環境への影響についての検証

委員会は、有識者3名、柳泉園組合議会議員3名及び関係三市の清掃担当部長3名で構成され平成28年5月から5回にわたり開催されました。

委員会では、水銀検出時の経緯と対応、混入推定量、水銀含有物の保管の状況、環境省の中央環境審議会における水銀に関わる動向、また水俣条約に関連する資料等を基に調査、検証が行われました。

第5回委員会では、大気環境学会の学会賞等を受賞されている講師をお招きし「ごみ焼却施設からの水銀排出とその対策」についての講演を頂き、同時に今回の水銀検出に伴う大気及び土壌を含めた環境への影響等についての意見交換を行いました。

### 調査項目①～④までの検証結果について

#### Q ①水銀が検出された原因究明について

A 水銀混入推定量については、他団体での試算方式を引用し試算すると約170g程度の水銀が混入されたと推測されました。この推定量を身近に存在する水銀含有製品の含有量に当てはめると、蛍光灯で2万8千本、乾電池56万個、水銀体温計180本、水銀血圧計4台程度と推測されることから、原因究明については、事業系のごみに限定せず、家庭系ごみの双方からの混入可能性を想定して、搬入経路や原因について収集運搬事業者へのアンケート調査、関連する団体等への聞き取り調査等を実施しましたが、混入経路及び原因の特定には至りませんでした。

#### Q ②水銀が混入しないための対策について

A 施設に搬入されるごみは、以前より定期的に組成分析(ごみの種類)の調査等を実施することにより適正なごみ収集の啓発に努めてきていますが、今回の事態を受け直ちに検査回数増加を図りよりごみ処理の適正化に努めています。

また今後の対応として、より検査の即効性や強化を図るため携帯型の水銀連続測定器の導入などの検討、さらには環境省のモデル事業として他団体で実施された各家庭に使用せず保管(退職)されている体温計や血圧計などの水銀添加廃製品の回収事業の促進などの検証等が行われました。

#### Q ③水銀含有廃棄物の管理体制についての検証について

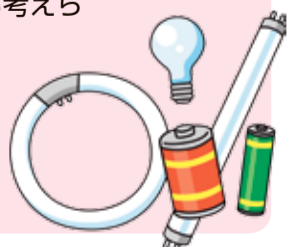
A 搬入された蛍光灯、乾電池等の水銀含有廃棄物の保管状況は、現在、保管容器の蓋の封印や搬出入実績書等の管理体制は確保されているが、今後は「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」により準拠した管理体制に改善していくことが必要であると指摘されています。

#### Q ④環境への影響についての検証について

A 今回の水銀混入物の焼却による排出推定量を「環境省大気環境保全技術研修マニュアル」に準拠し、大気拡散モデルを用いて当日の気象状況及び焼却施設の運転管理状況を基に、高さ100メートルの煙突からの排出推定量を予測すると39万倍に拡散されること等から大気及び土壌を含めた環境に与えた影響は極めて少ない、との検証結果が報告されています。

5回開催した委員会をまとめたものが「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会報告書」であり、その中には、関係三市、柳泉園組合、市民の方々、排出事業者及び収集運搬事業者に対し提言されています。詳しくは柳泉園組合のホームページでご覧になれます。

可燃ごみ中に水銀含有廃棄物が混入されると焼却炉を停止することもあり、ごみ処理が滞ることも考えられます。水銀含有廃棄物である蛍光灯、乾電池等については、各市の「ごみの出し方」に従ってお出しく下さい。ご理解、ご協力をお願いします。



### 委員会の協議内容

| 委員会 | 日程         | 内容   |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 平成28年5月11日 | (1) 施設概要及び水銀検出状況<br>(2) 乾電池・蛍光灯搬入量<br>(3) 収集運搬業者へのアンケート調査結果      |
| 第2回 | 平成28年8月1日  | (1) ごみピット混入推定量及び混入経路について<br>(2) 煙突からの排出推定量について                   |
| 第3回 | 平成28年10月7日 | (1) 水銀が混入しないための対策について<br>(2) 水銀含有廃棄物の管理体制の検証について<br>(3) 国の動向について |
| 第4回 | 平成29年1月13日 | (1) 中間報告書(案)について<br>(2) 改正大気汚染防止法について                            |
| 第5回 | 平成29年2月24日 | (1) 環境への影響について<br>(2) 報告書(案)について                                 |

記事についてのお問合せは **技術課 TEL: 042-470-1547**

発行：柳泉園組合

〒203-0043 東久留米市下里4-3-10  
HP: <http://www.ryusen.or.jp>

TEL: 042-470-1555 (代) FAX: 042-470-1559  
E-mail: [info@ryusen.or.jp](mailto:info@ryusen.or.jp)

